

(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先

| 通番 | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|----|--|--------------|---|
| 1 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の1の項 | 健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 番号法別表第2の2の項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 番号法別表第2の3の項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の4の項 | 船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 全国健康保険協会 | 番号法別表第2の6の項 | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の9の項 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の11の項 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 市町村長 | 番号法別表第2の13の項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 9 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の18の項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 10 | 市町村長 | 番号法別表第2の25の項 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 市町村長 | 番号法別表第2の32の項 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 12 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の34の項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 13 | 市町村長 | 番号法別表第2の38の項 | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 14 | 社会福祉協議会 | 番号法別表第2の41の項 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 15 | 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の42の項 | 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 16 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 番号法別表第2の47の項 | 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 17 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 番号法別表第2の48の項 | 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 18 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 番号法別表第2の49の項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの |

(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先

| 通番 | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|----|---|---------------|--|
| 19 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 番号法別表第2の51の項 | 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 20 | 国家公務員共済組合 | 番号法別表第2の53の項 | 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 21 | 国家公務員共済組合連合会 | 番号法別表第2の54の項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号法別表第2の56の項 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 23 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の62の項 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 24 | 市町村長 | 番号法別表第2の67の項 | 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 25 | 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の68の項 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 26 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の73の項 | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 27 | 地方公務員共済組合 | 番号法別表第2の75の項 | 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 28 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 番号法別表第2の76の項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 29 | 市町村長 | 番号法別表第2の78の項 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 30 | 市町村長 | 番号法別表第2の79の項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 31 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 番号法別表第2の83の項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 32 | 都道府県知事等 | 番号法別表第2の84の項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 33 | 市町村長 | 番号法別表第2の89の項 | 母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 34 | 市町村長(児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む) | 番号法別表第2の97の項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 35 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の100の項 | 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 36 | 後期高齢者医療広域連合 | 番号法別表第2の104の項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 37 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の108の項 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |

(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先

| 通番 | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|----|--|---------------|--|
| 38 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の114の項 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 39 | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | 番号法別表第2の119の項 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 40 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の121の項 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 41 | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 番号法別表第2の122の項 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 42 | 市町村長 | 番号法別表第2の124の項 | 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 43 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の129の項 | 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 44 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 番号法別表第2の130の項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 45 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の134の項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 46 | 農林漁業団体職員共済組合 | 番号法別表第2の135の項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 47 | 独立行政法人農業者年金基金 | 番号法別表第2の137の項 | 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 48 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 | 番号法別表第2の139の項 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 49 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 番号法別表第2の140の項 | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 50 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の141の項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 51 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の142の項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |

(別添4)情報提供ネットワークを通じた特定個人情報ファイルの提供先

| 通番 | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|----|--------------------------|---------------|--|
| 52 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の145の項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 53 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の146の項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 54 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法別表第2の147の項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 55 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の148の項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 56 | 市町村長 | 番号法別表第2の151の項 | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 57 | 厚生労働大臣 | 番号法別表第2の152の項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 58 | 都道府県知事 | 番号法別表第2の155の項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |

(備考)

(1)上記の表の「提供先」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。

(2)上記の表の「法令上の根拠」は、番号法第22条(特定個人情報の提供)の規定に基づき、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における番号法別表第2の項番号を示した。

(3)上記の表の「提供先における用途」中の「主務省令」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」のことを指し、各条において番号法別表第2の各項の提供先における事務の詳細と提供する情報の詳細を定めている。

(4)上記の表の「提供先における用途」は、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の第8号の規定により特定個人情報の提供が求められた場合における同号の規定による個人情報保護委員会規則で定める事務を含む。